

特定駐留軍用地・特定駐留軍用地跡地・拠点返還地の指定

「特定駐留軍用地」

■: 平成24年5月25日指定

■: 平成25年5月17日指定

「特定駐留軍用地跡地」

■: 平成31年3月29日指定
(平成31年3月31日返還部分)

令和2年3月27日指定
(令和2年3月31日返還部分)

「拠点返還地」の指定

■: 平成26年1月17日指定

牧港補給地区
(第5ゲート付近の区域)
平成31年3月31日返還

2ha

陸軍貯油施設
第1桑江タンク・ファーム

16ha

キャンプ瑞慶覧
(施設技術部地区内の倉庫地区の一部等)
令和2年3月31日返還

11ha

キャンプ瑞慶覧
(インダストリアル・コリドー等)

■: 平成26年1月17日指定

キャンプ桑江

68ha

キャンプ瑞慶覧
(ロウワー・プラザ住宅地区)

23ha

キャンプ瑞慶覧
(西普天間住宅地区)

平成27年3月31日返還 跡地指定
平成30年3月31日引渡 跡地指定解除

51ha

普天間飛行場

476ha

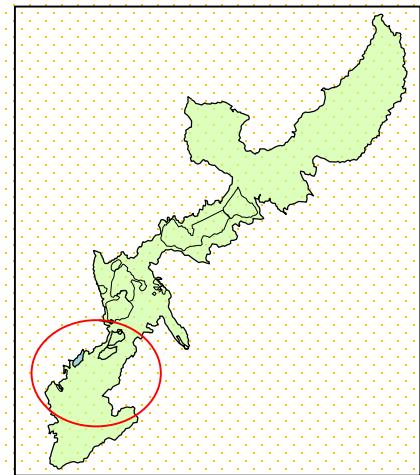
62ha

牧港補給地区

268ha

那霸港湾施設

56ha



駐留軍用地跡地の利用の推進

沖縄には我が国における米軍専用施設・区域の多くが集中していますが、その存在は、我が国と東アジア地域の安定に寄与する一方で、土地利用やまちづくり等の大きな制約となって県民生活に様々な影響を及ぼしており、沖縄に集中する基地負担の軽減を進めていく必要があります。このような米軍施設・区域の集中を含む社会的事情も総合的に勘案し、沖縄振興に努めてきたところです。

返還される駐留軍用地の跡地は、地域にとって新たに生まれた利用可能な空間となり、沖縄全体の振興に大きな影響を与えるものであることから、国、県及び跡地関係市町村の密接な連携の下、跡地の迅速かつ効果的な利用を進めていく必要があります。

内閣府においては、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（跡地利用特措法）に基づき、以下の跡地利用の推進及び円滑化に取り組んでいます。

- ・特定駐留軍用地跡地の指定等
- ・市町村における跡地利用の検討を支援するためのアドバイザー等の派遣
- ・跡地利用の推進のために市町村等が実施する事業に対する補助等



牧港住宅地区（那覇新都心地区）
跡地における新都心公園等の整備

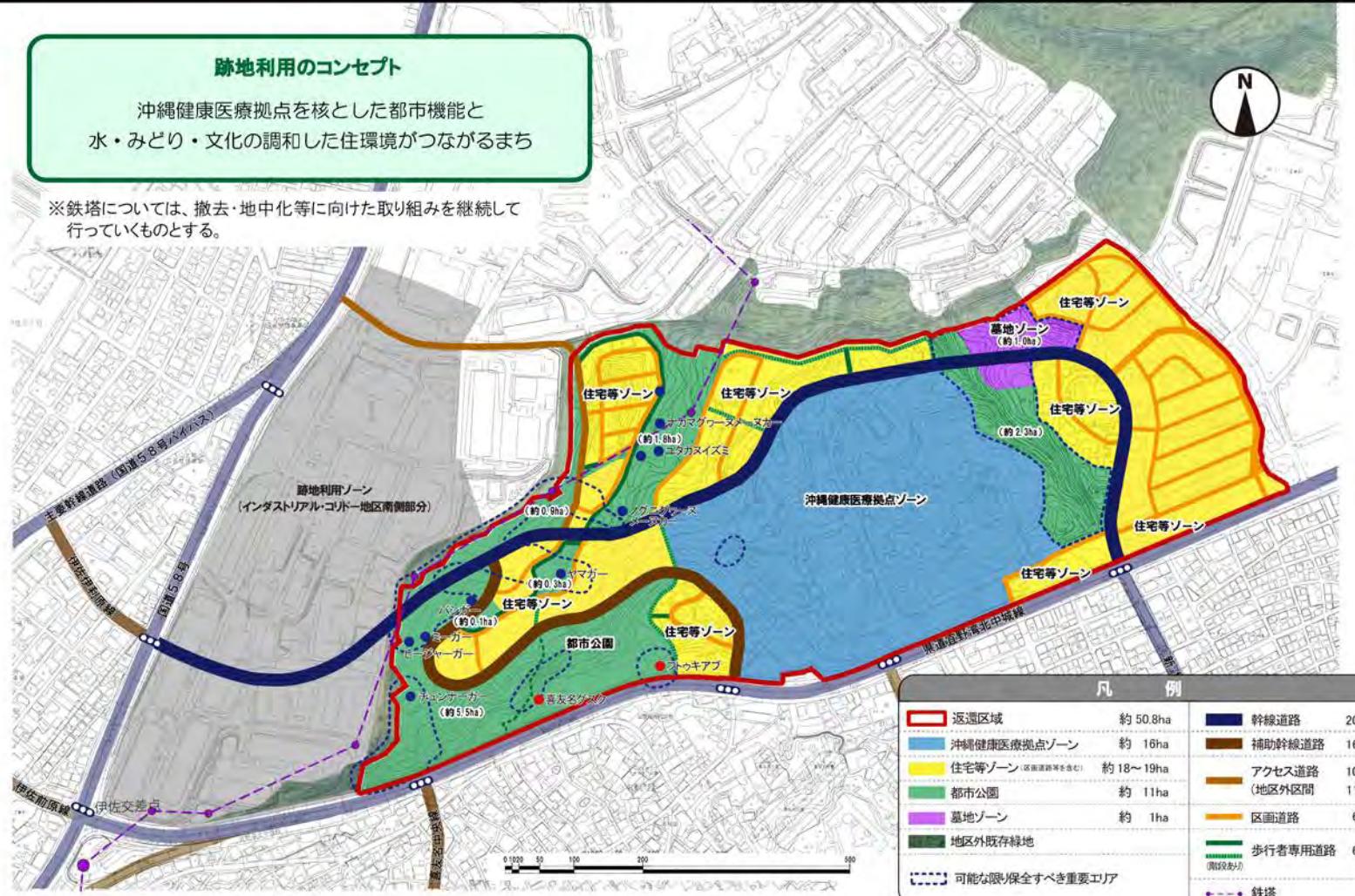


那覇空軍・海軍補助施設（小禄金城地区）
跡地における大規模商業施設等の整備

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）の跡地利用について

平成27年3月末に返還された西普天間住宅地区跡地については、今後の跡地利用のモデルケースとなるよう、地元が要望している沖縄健康医療拠点の形成に向けて、国としても積極的に支援を行っています。

キャンプ瑞慶覧（西普天間住宅地区）跡地利用計画 平成30年4月



宜野湾市策定 (平成30年4月)